

- 改正 平成21年1月本部訓令第1号
- 改正 平成26年4月本部訓令第11号
- 改正 平成27年3月本部訓令第5号
- 改正 平成28年3月本部訓令第13号

目次

第1章 総則

- 第1節 通則（第1条－第4条）
- 第2節 幹部の職務（第5条－第8条）
- 第3節 早期発見及び報告（第9条・第10条）

第2章 一般的活動

- 第1節 街頭補導（第11条・第12条）
- 第2節 少年相談（第13条・第14条）
- 第3節 継続補導（第15条・第16条）
- 第4節 少年の社会参加活動等（第17条・第18条）
- 第5節 情報発信（第19条－第21条）
- 第6節 有害環境の排除等（第22条）

第3章 非行少年等についての活動

- 第1節 非行少年に関する通則（第23条－第34条）
- 第2節 犯罪少年事件の捜査（第35条－第43条）
- 第3節 触法調査（第44条－第62条）
- 第4節 ぐ犯調査（第63条－第74条）
- 第5節 不良行為少年の補導（第75条－第77条）

第4章 少年の保護のための活動

- 第1節 被害少年に係る活動（第78条－第80条）
- 第2節 福祉犯に係る活動（第81条・第82条）
- 第3節 要保護少年に係る活動（第83条－第85条）
- 第4節 児童虐待に係る活動（第86条・第87条）

第5章 報告（第88条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この要綱は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、「少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「低年齢少年」及び「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条に規定する少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、低年齢少年及び保護者をいう。

（少年サポートセンターの設置）

第3条 活動規則第2条第12号に規定する少年サポートセンターの設置及び運用については、別に定めるものとする。

（関係機関、ボランティア等との連携）

第4条 少年警察活動は、秋田県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年保護育成委員、少年指導委員、児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

第2節 幹部の職務

（所属長の職務）

第5条 所属長は、少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。ただし、秋田県警察捜査指揮に関する訓令（平成8年秋田県警察本部訓令第11号。以下「指揮訓令」という。）その他の規定により警察本部長が直接指揮すべきこととされている事件、事案又は事項を除くものとする。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者、ぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査・調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下「送致等」という。）その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致等に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の可否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の可否を決定すること。
- (8) その他所属長が特に必要と認めること。

（少年事件指導官の職務）

第6条 少年事件指導官の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生ずるおそれのある事件をいう。次号において

同じ。)、警察本部長が指揮する事件及び触法少年事件(触法少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、警察本部少年女性安全課及び警察署生活安全課少年係(以下「少年女性安全課等」という。)の警察職員が捜査・調査を行うものについて、少年の特性に配慮しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官等に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行のために必要な指導を行うこと。

- (2) 犯罪少年事件のうち要指導事件、警察本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年女性安全課等以外の警察官が捜査・調査を行う事件について、当該事件の捜査・調査を行う部門の指導官等と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号と同様の指導が的確に行われるよう助言すること。
- (3) 少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(各級幹部の職務)

第7条 少年警察活動について、所属の各級幹部は、部下職員に対して、次の各号に掲げる事項の指示を徹底するものとする。

- (1) 処遇の方針
- (2) 処遇の担当者
- (3) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法
- (4) 第5条第2号に規定する呼出し及び面接の要否、時期、場所及び方法

(少年事件選別主任者等)

第8条 警察本部長は、少年事件指導官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 警察署長(以下「署長」という。)は、生活安全課長を少年事件選別主任者に指定するものとする。
- 3 警察本部長は少年女性安全課の幹部のうちから、署長は生活安全課少年係の幹部のうちから、少年事件選別主任者を補助させるため、少年事件選別補助者を指定するものとする。
- 4 所属長は、第5条第1号から第5号までに規定する事項について、自ら行う場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。また、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ配慮すべき事項等についても、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び交通事故に係る刑法(明治40年法律第45号)第211条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)の罪に該当する犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

第3節 早期発見及び報告

(早期発見)

第9条 非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年については、その非行の防止

又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するものとする。

（報告）

第10条 警察職員は、非行少年又は児童相談所若しくは福祉事務所（以下「児童相談所等」という。）への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合には、次の各号に掲げる事項を所属長に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 事案の発見者の執った措置
- (6) その他必要と認められる事項

2 警察本部の所属長（少年女性安全課長を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を少年女性安全課長に速やかに連絡するものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

（街頭補導の効果的実施）

第11条 街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、班を編成して行う等効果的に実施するように努めるものとする。

2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力して行うように配慮するものとする。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について警察職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果があがるようにするものとする。

（街頭補導実施上の留意事項）

第12条 街頭補導に当たっては、警察手帳又は身分証明書を提示して自らの身分を明らかにするものとする。

2 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目につかないように配慮するものとする。

3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

第2節 少年相談

（少年相談の取扱い）

第13条 少年相談を受けた場合においては、懇切を旨として当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うとともに、その内容を所属長に報告するものとする。

2 少年相談は、原則として少年女性安全課等の警察職員において取り扱うものとし、そ

れ以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年女性安全課等の警察職員に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適切であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年女性安全課等の警察職員に連絡の上、自ら当該事案を処理するものとする。

- 3 前項の規定により、少年相談に係る事案を引き継ぐ場合は、相談者に対して引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談取扱い上の留意事項)

第14条 警察職員は、少年相談の取扱いに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ちついて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮すること。
- (2) 少年相談に関連して、少年警察活動の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を処理する他の警察部門に引き継ぎ、又は他の機関若しくは団体を教示し、若しくは必要に応じてこれらに連絡すること。

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第15条 次の各号に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

(継続補導の取扱い)

第16条 継続補導は、原則として、少年サポートセンターに配置された少年補導職員又は警察官が実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、継続補導が必要な少年を発見した警察署又は当該少年の居住地を管轄する警察署の生活安全課少年係の警察職員に実施させることができるものとする。
- 3 前項の規定により継続補導を実施する場合においては、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について指導を受けるものとする。
- 4 継続補導の取扱状況については、継続補導実施簿（別記様式第1号）に記録し、所属長に報告するものとする。
- 5 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得て、学校関係者その他の適当な者と協力して実施することができる。この場合において、当該少年に関与する者が多くなることから、少年のプライバシーの保護について十分に配慮するものと

する。

第4節 少年の社会参加活動等

(関係機関等との協力等)

第17条 少年の規範意識の向上等に資するために行う社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）の実施に当たっては、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

(実施上の留意事項)

第18条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次の各号に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第5節 情報発信

(情報発信)

第19条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第20条 警察職員は、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備するものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第21条 少年女性安全課長及び署長は、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発並びに少年の非行及び犯罪被害の防止に努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除等

(有害環境の排除)

第22条 少年女性安全課長及び署長は、活動規則第11条に規定する有害環境があることを知った場合においては、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を執るよう連絡するなど少年に有害な影響の排除のため適切な措置を執るものとする。

- 2 少年女性安全課長及び署長は、民間における有害環境の少年に対する影響を排除するために行われる自主的な広報啓発その他の地域における民間公益活動等について、その

求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(捜査・調査に伴う措置)

第23条 非行少年については、当該少年に係る捜査・調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(捜査・調査を行う職員)

第24条 犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年事件（ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことにかんがみ、少年女性安全課等の警察官に行わせるものとする。ただし、次の各号の一に該当する事件の捜査及び事案の調査については、この限りでない。

- (1) 成人の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
 - (2) 少年法第20条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
 - (3) 少年法第22条の2第1項各号に掲げる罪に係る犯罪少年事件
 - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
 - (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (6) 交通事故に係る刑法第211条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、所属長が少年女性安全課等以外の警察官に担当させることが適切であると認める事件
- 2 警察本部長又は署長は、非行少年に係る事案の捜査・調査を少年女性安全課等以外の警察官に担当させる場合、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、捜査・調査の経過について常に把握させるほか、必要があると認めるときは、少年に対する面接を少年女性安全課等の警察官に行わせることについても配慮するとともに、次に掲げる必要な支援を行わせるものとする。
- (1) 少年の特性に配慮した捜査・調査のために必要な指導教養又は助言
 - (2) 少年の面接又は質問の用に供するための適切な場所の提供
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める支援

(年齢の確認)

第25条 警察職員は、非行少年に係る事件の捜査・調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(捜査・調査上の留意事項)

第26条 警察職員は、非行少年と認められる少年に係る事件について、捜査・調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 捜査・調査が著しく遅滞することは、少年の健全な育成を阻害するのみならず、被害者対策の観点からも適当でないことから、迅速な捜査・調査に努めること。

(関係機関との連絡)

第27条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。この場合においては、警察本部長又は署長の指揮の下に行うものとする。

- 2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、必要に応じて、調査における少年の状態等所要の事項を連絡するなど、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしながら進めるものとする。

(報道上の注意)

第28条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、所属長又はその指定する者が当たるものとする。

- 2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。また、当該少年の写真を提供してはならない。
- 3 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、前項の規定を準用する。

(面接上の留意事項)

第29条 非行少年と面接する場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 面接の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 面接の時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、面接の時間が長くなりすぎないようにすること。
 - (3) 面接に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 面接に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。
 - (5) 面接を終えるに当たっては、少年及び保護者の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 2 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法及び保護者の立会い等並びに面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配

意するものとする。

(措置の選別及び処遇意見)

第30条 署長は、非行少年に係る事件について、関係機関への送致等の措置を執るべきか、犯罪少年の送致を通常の送致又は簡易送致（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第214条の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれかによるべきか、送致等の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年に係る事件について関係機関への送致等（簡易送致を除く。）の措置を執る場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付するものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査・調査の結果から客観的に判断するものとする。

(1) 事案の態様

(2) 非行の動機及び原因

(3) 当該少年の再非行のおそれ

(4) 当該少年の保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体、ボランティアの意見等

4 通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致等に関する留意事項)

第31条 非行少年に係る事件を関係機関に送致等をするに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致等の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等をする少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致等先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように連絡するものとする。

(少年事件処理簿)

第32条 所属長は、触法少年及びぐ犯少年の適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事件処理簿（触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第44号の少年事件処理簿をいう。以下同じ。）を備え、調査の指揮及び事件の送致等その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。この場合においては特に第6条各号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 少年事件処理簿は、これを作成した警察本部の所属及び警察署において、保管するものとする。

3 犯罪少年事件を送致し、又は送付したときは、規範第201条に定めるところによるものとする。

(少年カード)

第33条 警察職員は、捜査又は調査を行った非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び

交通事故に係る刑法第211条又は自動車の運転により人を死傷させる行為等処罰に関する法律の罪に係る非行少年を除く。)については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、警察庁情報管理システムの少年事件書類等作成業務(以下「少年事件書類等作成業務」という。)により少年カードを作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する警察署(以下「居住地警察署」という。)において保管するものとする。

2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じその写しを保管するものとする。

3 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、少年女性安全課を通じて当該居住地警察署に送付するものとする。

(非行少年に係る継続補導)

第34条 犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い、関係機関に送致等された後は、当該機関における措置にゆだねられるため、継続補導の対象とはならないことに留意するものとする。ただし、捜査・調査と並行して、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等の必要な措置は執ることができるものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(強制措置等の制限)

第35条 少年の被疑者(以下この条、次条、第37条(第5項を除く。)、第38条から第40条及び第43条において「少年」という。)については、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。
- (2) 留置する場合には、少年法第49条第1項の規定に基づき、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。
- (3) 留置したときは、速やかにその保護者に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(明らかにすべき事項)

第36条 犯罪少年事件の捜査に当たっては、次の各号に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴及び行状
- (4) 少年の家庭、学校、職場及び交友の関係
- (5) 少年の居住地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると思われるボランティアの有無

(呼出し上の留意事項)

第37条 捜査のため少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（規範別記様式第7号の呼出状をいう。）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達するものとする。

- 2 少年又は重要な参考人の呼出しについては、警察本部長又は署長に報告し、その指揮を受けなければならない。
- 3 捜査のため少年を呼び出すときは、原則として当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがある場合、当該少年が虐待を受けるおそれがある場合、逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合その他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 4 捜査のため少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に配慮し、当該少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (5) 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者本人の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるように努めること。
- 5 捜査のため被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前項各号に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる精神的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 6 捜査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第38条 少年の取調べを行う場合の留意事項については、規範第204条の規定に留意するほか、第29条第1項各号の規定によるものとする。

- 2 少年の取調べを行う場合において、規範第207条の規定により保護者等に連絡をしたものの、連絡がとれなかった場合には、事後においてその旨を説明するものとする。

(立会い上の留意事項)

第39条 少年の取調べを行う場合においては、当該少年に無用の緊張を与えることを避けるとともに、事件の真相解明や事後の指導育成に資するよう、保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(指紋の採取等)

第40条 少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、身柄の拘束を受けていない少年について、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第41条 親告罪である少年の犯罪について、被害者その他告訴することができる者（以下この条において「被害者等」という。）が告訴をしないことが明らかになった場合においても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。

3 少年の親告罪である犯罪で告訴のないものについて、当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡するものとする。

4 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前3項の規定の例によるものとする。

(少年に所持させることが不適當な物件の措置)

第42条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと思われ物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等を行い、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) 所有者その他の権利者に返還させること。

(2) 保護者等に預けさせること。

(3) 当該少年に廃棄させること。

2 前項各号の措置を執る場合には、受領書（別記様式第2号）を徴するなど、措置のてん末を明らかにするものとする。

(余罪の捜査)

第43条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。また、余罪の捜査は、迅速的確に行わなければならない。

第3節 触法調査

(触法調査を行うことができる警察職員)

第44条 警察職員の職務等に関する規則第1条の規定に基づく警察職員の指定は、警察本部長が指定書（別記様式第3号）を交付して指定するものとする。

(調査すべき事項)

第45条 触法調査においては、活動規則第16条に規定するもののほか、当該少年の非行の防止及び立直りに協力することができると思えられるボランティアの有無について、明らかにするものとする。

2 触法調査においては、前項に掲げる事項について調査を進め、事案の真相を明らかにするように努めるものとする。その際には、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関との連携のほか、当該少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しながら進めるものとする。

(調査指揮)

第46条 触法調査の指揮については、別に定めるものとする。

(調査主任官)

第47条 活動規則第18条の規定に基づき調査主任官を指名した場合は、調査主任官指名簿(別記様式第4号)を備え付け、指名の年月日、事件名及び処理結果について記載するものとする。

(付添人の選任)

第48条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(以下この条から第51条まで、第53条、第56条、第57条及び第61条の規定において「少年」という。)又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 活動規則第19条の規定に基づき付添人選任届が弁護士である付添人本人から差し出された場合には、当該付添人が適法に選任されていること及び当該選任届の差出しについて、少年又はその保護者から委任されていることを確認したときは、当該選任届を受理するものとする。

3 付添人選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を引き継ぐものとする。

(呼出し上の留意事項)

第49条 第37条の規定は、少年、保護者、又は参考人を触法調査のために呼び出す場合において準用する。この場合において、同条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項中「捜査のため」とあるのは、「触法調査のため」と、同条第1項中「呼出状(規範別記様式第7号の呼出状をいう。)」とあるのは「呼出状(様式を定める訓令別記様式第39号の呼出状をいう。)」と、第3項中「保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがある場合、当該少年が虐待を受けるおそれがある場合」とあるのは「当該少年が虐待を受けるおそれがある場合」と、「証拠隠滅のおそれがある場合」とあるのは「証拠隠滅のおそれが著しいとき」と、第4項中「学校又は職場」とあるのは「学校」と、「授業中又は就業中」とあるのは「授業中」と読み替えるものとする。

2 触法調査のため少年を呼び出すに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けるものとする。

3 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿(様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。)に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにするものとする。

(質問上の留意事項)

第50条 触法調査のため少年に質問するに当たっては、原則として当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適切であるときは、この限りでない。

2 少年に質問をする場合において、活動規則第20条第2項の規定により保護者等に連絡をしたものの、連絡がとれなかった場合には、事後においてその旨を説明するものとする。

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよ

う言動に注意するほか、第29条第1項各号の規定を準用するものとする。この場合において、同条第1項第2号中「授業中若しくは就業中」とあるのは「授業中」と読み替えるものとする。

(立会い上の留意事項)

第51条 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いに配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第52条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置)

第53条 触法調査に係る捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

- 2 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。
- 3 令状の請求をしたときは、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号の令状請求簿をいう。）により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第54条 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手續書及び弁解録取書を作成し、逮捕手續の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくとともに、逮捕手續書に、既に釈放した旨を記載するものとする。
- 3 捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手續を開始しなければならない。還付手續中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、前条の規定により措置するものとする。
- 4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。
- 5 前項に規定する場合において、触法調査のための捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は関係処分許可状の発付を受ける必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(関係書類の作成)

第55条 触法調査のために作成する関係書類の様式については、警察職員の職務等に関する規則第3条に定める調査概要結果通知書のほか、様式を定める訓令の定めるところによるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、少年法第6条の6第1項各号に掲げる触法少年事件に該当しないときは、触法・ぐ犯少年事件調査報告書（別記様式第5号）を作成することができるものとする。

3 少年の申述書（様式を定める訓令別記様式第3号の申述書をいう。）その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならないものとする。

（触法少年事件の送致又は通告）

第56条 触法調査の過程において、少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められたときは、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。）により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該様式の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく児童通告書を作成し送付するものとする。

2 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条（同条第1項第2号を除く。）、第23条及び第24条の規定により行うものとする。

3 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、活動規則第22条（同条第1項第1号を除く。）及び警察職員の職務等に関する規則第3条の規定により行うものとする。

4 事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしながら、これを進めなければならないものとする。

（一時保護に係る留意事項）

第57条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。ただし、一時保護に留置場の部屋を使用してはならない。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかにその保護者に一時保護した旨を連絡すること。

（所持物件の措置）

第58条 触法少年事件の証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件については、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置することができる。

2 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができるものとする。

（還付公告）

第59条 触法少年事件に係る押収物のうち、押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によってその物を還付することができない場合は、警察職員の職務等に関する規則第2条の規定により、還付公告するものとする。

(県に帰属した物件の取扱い)

第60条 署長は、触法少年事件に係る押収物の所有権が第58条第1項の規定により県に帰属したときは、県帰属押収物件引継書(別記様式第6号)により引き継ぐものとする。この場合においては、押収物件県帰属調書(別記様式第7号)を添付しなければならない。

2 署長は、前項の規定により引き継ぎを受けた物件を県の歳入として納入するときは、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)の定めるところにより行うものとする。

(少年に所持させることが不適當な物件の措置)

第61条 第58条に規定するもののほか、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を触法少年が所持していることを発見したときは、第42条の規定を準用するものとする。

(指導教養)

第62条 警察本部長及び署長(以下「警察本部長等」という。)は、活動規則第25条に規定する指導教養を定期的に行い、その調査能力の向上に努めるものとする。

第4節 ぐ犯調査

(調査すべき事項)

第63条 ぐ犯調査においては、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、その調査すべき事項及び留意事項は、第45条の規定を準用するものとする。この場合において、第45条中「活動規則第16条」とあるのは「活動規則第29条」と読み替えるものとする。

(調査指揮)

第64条 ぐ犯調査の指揮については、別に定めるものとする。

(調査主任官)

第65条 活動規則第30条の規定に基づき調査主任官を指名した場合は、調査主任官指名簿(別記様式第8号)を備え付け、指名の年月日、事件名及び処理結果について記載するものとする。

(呼出し上の留意事項)

第66条 第37条及び第49条第3項の規定は、ぐ犯少年と認められる者(以下第67条、第68条、第70条から第72条までの規定において「少年」という。)、保護者又は参考人をぐ犯調査のため呼び出す場合について準用する。この場合において、第37条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項中「捜査のため」とあるのは「ぐ犯調査のため」と読み替えるものとする。

2 第49条第1項及び第2項の規定は、前項に規定にかかわらず、低年齢少年をぐ犯調査のため呼び出す場合において準用する。この場合において、「触法調査のため」とあるのは「ぐ犯調査のため」と読み替えるものとする。

(質問上の留意事項)

第67条 第38条の規定は、14歳以上の少年に質問する場合について準用する。この場合に

において、「少年の取調べ」とあるのは「ぐ犯調査」と読み替えるものとする。

2 第50条の規定は、低年齢少年である少年に質問する場合について準用する。この場合において「触法調査」とあるのは「ぐ犯調査」と読み替えるものとする。

(立会い上の留意事項)

第68条 第39条の規定は、14歳以上の少年に質問する場合について準用する。この場合において、「少年の取調べ」とあるのは「ぐ犯調査」と読み替えるものとする。

2 第51条の規定は、低年齢少年である少年に質問する場合について準用する。

(ぐ犯少年事件の送致又は通告)

第69条 ぐ犯少年事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしながら、これを進めなければならないものとする。

(少年についての緊急措置)

第70条 家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第71条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においても、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第72条 第42条の規定は、警察職員がぐ犯調査に当たって、非行の防止上所持させておくことが適当でないとして認められる物件を少年が所持していることを発見した場合について準用する。

(関係書類の作成)

第73条 ぐ犯調査のために作成する関係書類の様式については、調査概要結果通知書及び様式を定める訓令の定めるところによるほか、受領書、預り書(別記様式第9号)及び任意差出書(別記様式第10号)とする。

2 前項に掲げるもののほか、事件の内容により、触法・ぐ犯少年事件調査報告書を作成することができるものとする。

(指導教養)

第74条 警察本部長等は、活動規則第34条に規定する指導教養を定期的に行い、その調査能力の向上に努めるものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第75条 警察職員は、不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は当該関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年事件書類等作成業務により少年補導票を作成し、所属長に報告するものとする。

(少年補導票の保管)

第76条 少年補導票の保管については、当該少年の居住地警察署において保管するものと

する。

(呼出し及び面接上の留意事項)

第77条 第37条第1項、第3項、第4項、第6項及び第49条第3項の規定は、不良行為少年を警察施設に呼び出す場合において準用する。この場合において、第37条第1項、第3項及び第4項中「捜査のため」とあり、同条第6項中「捜査のために」とあるのは「不良行為」と、第37条第1項中「、保護者又は参考人」とあるのは、「又は当該少年の保護者」と読み替えるものとする。

2 第29条第1項の規定は、不良行為少年と面接する場合について準用する。この場合において、「非行少年」とあるのは「不良行為少年」と読み替えるものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第78条 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、警察本部警務課被害者対策室及び警察署警務課被害者支援係との連携に留意するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第79条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。この場合において、その実施状況等について、被害少年サポート実施簿（別記様式第11号）に記録し、所属長に報告するものとする。

2 前項のうち、被害少年の精神的打撃の軽減に資するための支援を行う場合にあっては、警察本部警務課の臨床心理士等専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 第16条第5項の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

(報道上の留意事項)

第80条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第81条 警察職員は、福祉犯事件を認知した場合においては、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

2 警察本部長又は署長は、少年女性安全課等以外の警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年女性安全課等の警察官が捜査・調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年女性安全課等の警察官に捜査させるよう配意するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第82条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第78条及び第79条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者

その他の関係者に配慮を求めるものとする。

- 2 少年女性安全課長及び署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組みを促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置を執るものとする。

第3節 要保護少年に係る活動

(要保護少年の通告等)

第83条 要保護少年の児童相談所等への通告は、児童通告書により行うものとする。ただし、急を要し、当該書面を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく当該書面を作成し、送付するものとする。

- 2 警察職員は、前項の通告を必要としない要保護少年についても、保護者等に注意、助言をする等少年の保護のため必要な措置を執るものとする。

(要保護少年の一時保護)

第84条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においては、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年事案処理簿の作成)

第85条 児童相談所への児童通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年女性安全課等に少年事案処理簿（別記様式第12号）を備え付け、事案の処理の状況を記載するものとする。

第4節 児童虐待に係る活動

(児童の安全の確認及び安全の確保)

第86条 児童虐待の取扱いに当たっては、児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童（以下「虐待を受けた児童等」という。）の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

- 2 警察職員は、平素から児童の保護に向けた関係機関との連携強化に努めるものとする。

(情報の集約)

第87条 少年女性安全課等以外の警察職員が、児童虐待に関する情報を入手した場合は、速やかに当該情報を少年女性安全課等の警察職員に引き継ぐものとする。ただし、児童虐待を受けた児童等の安全確保上、急速を要し、自ら処理することが適当と認められた場合においては、自ら当該事案を処理し、その結果を遅滞なく引き継ぐものとする。

第5章 報告

(少年事案の報告)

第88条 署長は、次の各号に掲げる少年事案が発生したときは、少年事案報告書（別記様式第13号）により少年女性安全課長を経由の上報告するものとする。ただし、急を要し、当該書面を作成して報告するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって報告し、事後遅滞なく当該書面を作成し、報告するものとする。

- (1) 重要事案（殺人、強盗、強姦、放火、略取誘拐、強制わいせつ）
- (2) 重要窃盗事案（侵入盗、自動車盗、ひったくり、スリ）
- (3) 全治1か月以上の傷害事案

- (4) 凶器を使用し、又は携帯する事案
- (5) 少年グループによる集団事案
- (6) 校内暴力事案
- (7) いじめに起因する事案
- (8) 被害者との関係において問題が生ずるおそれのある事案
- (9) 強制捜査に係る事件（指揮訓令に係る事件を除く。）
- (10) 少年の自殺事案
- (11) 「非行なし」決定事案
- (12) 被害少年として継続的な支援を要する事案
- (13) その他社会的反響が大きいと認められる事案

2 署長は、児童虐待事案の取扱いがあった場合には、児童虐待事案報告書（別記様式第14号）により、前項に準じて報告をするものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。